

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

2025年1月30日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 吉田 光市

1 業務概要

(1) 業務名

3次元データ管理基盤基本検討業務

(2) 業務目的・業務内容・業務期間及び入札・契約方式等、別表－1のとおり。

(3) 本業務は、プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。

(4) 本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。

2 参加資格

本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 企業の形態

次に掲げる要件を満たしている単体企業であること。

① 単体企業

1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。

2) 技術提案書の特定時に阪神高速道路株式会社（旧阪神高速道路公団を含め、以下「阪神高速」という。）における2021～2024年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「建築等設計」または「その他業務」の認定を受けていること。

3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

4) 技術提案書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 本業務を対象に定める技術的要件

別表－2に記載の競争参加資格・要件等（企業実績・技術者経験等）を有していること。

(3) 技術提案書提出者間の資本・人的関係

参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

(4) 業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 再委託の内容が主たる部分の場合
- ② 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

3 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 企業評価

同種又は類似業務の実績の内容

(2) 技術者評価

保有資格、専門分野の内容、同種又は類似業務の経験の内容、技術者表彰・業務表彰経験、専門技術力

(3) 業務実施体制等

業務実施体制、業務実施方針と留意点等

(4) 特定テーマに関する技術提案

説明書に示す特定テーマに対する具体的な取り組み方法

4 手続等

(1) 担当部署

別表－3「担当部署」のとおり。

(2) 説明書等の交付期間及び方法

- ① 交付期間 **別表－3**「契約書案及び設計図書等の交付期間」のとおり。
- ② 交付方法 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記（1）の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ）

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

- ③ 交付図書のダウンロード手順

②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウン

ロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 **別表－3**「技術提案書等の提出期間」のとおり。

② 提出場所 **別表－3**「担当部署」のとおり。

③ 提出方法 下記イ)又はロ)のいずれかによること。

イ) 上記②の提出場所へ1部を持参又は郵送等(一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。)により提出する。

ロ) ファイル転送サービスにより提出する。(提出にあたっては、説明書に添付する別添資料「ファイル転送サービスによる提出の手順」を参照すること。)なお、提出後、必ず阪神高速へ着信確認を行うこと。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された技術提案書及び添付書類は、返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(4) 技術提案書提出後においては、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由による場合には、監督員と協議の上、変更を認めることができる。

(5) 技術提案書の内容は契約書に添付し、履行状況の確認及び検査を行う。

(6) 契約保証金 免除

(7) 手続における交渉の有無 **別表－1**「手続における交渉の有無」のとおり。

(8) 契約書作成の要否 要(本件は電子契約を推奨)

(9) 当該業務に直接関連する他の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 **別表－1**「随意契約予定の有無」のとおり。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(11) 技術提案についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通

知する。

(12) 詳細は、説明書による。

手続に関する期間等

業務名	3次元データ管理基盤検討業務
契約責任者	代表取締役社長 吉田光市
担当部署	経理部契約課
所在地	〒530-0005 大阪市北区中之島三丁目2番4号
電話番号	06-6232-6230
E-mail	keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp
説明書等の交付期間	2025年1月30日（木）から 2025年2月20日（木）午後4時まで
技術提案書の提出期限	2025年2月20日（木）午後4時まで（必着）

注1 持参の方法による提出物の受付時間は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。）を除く。）